

事務連絡  
令和2年6月26日

各介護サービス事業所 管理者様

もとす広域連合 介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う介護サービス事業所等の対応について

日頃は、もとす広域連合の介護保険事業の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、非常事態の長期化のなか、サービスの提供継続に御協力いただいている皆様に対し、改めて感謝を申し上げます。

さて、緊急事態宣言の解除後も第2波の感染が懸念されているなか、各事業所においては新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底していただいていることを踏まえて今後の運営上の留意点について下記のとおり整理いたしました。

つきましては、内容及び期間をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。

#### 1. 【居宅介護支援事業所等計画作成業務を行う事業所】

##### (1) サービス担当者会議の開催について

##### (2) モニタリングについて

##### (3) サービス内容を変更する際の一連のケアマネジメントについて

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について」（令和2年3月2日もとす広域連合事務連絡）にてお知らせした上記項目の臨時的な取扱いについては、7月31日をもって終了とします。引き続き感染予防対策を厳重に徹底した上で、8月1日以降は、運営基準に則ったサービス提供を行ってください。

なお、今後の感染状況を踏まえ、取扱いを変更することがあります。

※サービス提供の体制が整った場合は8月1日を待つ必要はありません。

#### 2. 【地域密着型サービス事業所】

##### (1) 運営推進会議等の開催について

新型コロナウイルス感染症への対策として、運営推進会議等を延期又は中止とした場合においては、厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」のとおり、柔軟に取り扱うこととし、運営基準違反に該当しないこととする対応については令和2年7月31日までとします。

令和2年8月以降については、会議の開催（オンライン会議を含む）に努めてください。会議の開催にあたっては、「三つの密」の回避や、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底した上で実施していただきますようお願いします。

なお、会議の開催が困難な場合は、延期や中止の措置ではなく、運営推進会議の各構成員に対し、文書による情報提供・報告を行う等の代替策を講じてください。

※会議開催の体制が整った場合は8月1日を待つ必要はありません。

## （2）運営推進会議を活用した評価について（令和元年度分）

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、事業所が自己評価を行い、運営推進会議等に報告した上で運営推進会議において1年に1回以上外部評価を行うこととなっています。その評価結果について介護保険課への提出をお願いしておりますが、期間中の運営推進会議の開催が困難であったことから、令和2年度分については、自己評価のみの報告であっても可とします。

## （3）外部評価の実施について（令和元年度分）

令和元年度及び令和2年度に外部評価の実施を予定していた又は予定している事業所が、新型コロナウイルスの感染予防のため実施が延期となり、受審期間内に受審ができなかった場合、令和3年3月31日までに受審すれば、期間内に受審があったこととして取り扱います。

なお、訪問調査の際は、評価機関と事前に十分相談の上、「三つの密」の回避や、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」を始めとした基本的な感染予防対策を徹底した上で実施していただきますようお願いします。

受審頻度緩和認定の要件の一つに、「運営推進会議が前年度に6回以上開催されていること」とありますが、新型コロナウイルスの感染予防対策のため、令和2年7月31日までに会議の開催を文書等による情報提供又は延期若しくは中止をした場合は、やむを得ない事情によるものとし、回数を満たしたものとします。その場合は、延期理由等を記録した文書（様式は任意）を保管し、受審頻度緩和認定申請時に提出してください。

## 3. 【通所介護事業所】

### サービス利用自粛について

感染拡大防止の観点から、家族での介護が可能である等、サービスを利用しなくて

も居宅等で生活することが可能な利用者について、可能な限りのサービス利用の自粛を継続するが、自粛は利用者本人等の希望や状況等に基づき、利用者本人等において判断いただくものとし、もとす広域連合からの要請として、介護サービス事業所から利用者に対して利用自粛の協力を求めることはしないものであること。

なお、サービス利用の自粛が長期化する等により、利用者等の心身への負担や影響も懸念されることから、介護サービス事業所から「利用の自粛」の協力を求める場合には、本人等の希望や状況等も十分に勘案し、過度な無理が生じないよう留意いただきたいこと。

#### 4. 【介護老人福祉施設等高齢者入所施設】

##### 面会に対する取扱い

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月21日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、引き続き、高齢者施設等において、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきことが記載されており、入所施設等で面会を実施する場合は、面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避ける等の工夫をしていただけるようお願いいたします。

なお、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト」（岐阜県令和2年3月29日）及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）により感染防止対策を徹底するなどの環境整備等が整っていることを前提に入所利用者及びその家族の同意を得られた場合においては、この限りではありません。

#### 5. 【要介護認定等】

##### 要介護認定等有効期間の合算

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」の取扱いについては、当面の間継続します。

ただし、施設において感染防止対策を行うことで、認定調査の機会を設定するなどしてもなお、調査ができない状況にある場合に限り、当該申し出を検討するようご配慮願います。

※必要に応じて介護保険課認定係まで個別にご相談ください。